

古賀 登著

漢長安城と阡陌・縣鄉亭里制度

楠山修作

一

本書の書評を頼まれたとき、引き受けるか断わるか、實のところ、かなり迷った。結局承諾することにしたが、あまり乗氣でなかつたのは、次のような事情があつたからである。

委員の方の依頼狀に「先生の御研究分野と関連もあり」とあつたが、私は、一九六九年に「阡陌の研究」という小篇を『東方學』第三十八輯に發表した。この中で、従來の阡陌に関する諸説を整理・批判したうえで、阡陌は、(1) 城外の田圃の道路である、(2) 他の田作の道とは異なる大道である、(3) 城内の一里百家の持分である百頃の田地を區劃する境界である、(4) したがって、阡陌の陌は、一里百家の百に由來する、という独自の見解を明らかにした。

それから三年後の一九七二年に古賀登氏が、本誌第三十一卷第二號に「漢長安城の建設プラン―阡陌・縣鄉制度との關係を中心として―」を發表された（すなわち、本書所収の諸論文の嚆矢となつた

ものである）。私は跳びつく思いで氏の高論を貪り讀んだ。氏は、阡陌の特徴十一箇條を擧げておられるが、驚いたことには、そのうちの實に八箇條までが、既に私が考證・指摘したことがらそのまゝであるにもかかわらず、氏は全然拙論に言及しておられないのである。わずかに、この部分と關係のない「註(3)」において、「阡陌に関する研究については、楠山修作氏が、『阡陌の研究』（『東方學』第三十八輯）でまとめられている」と述べておられるにすぎない（本書においては、この註すら削除されている）。

私事めいた書出が長くなつたが、氏の論文と拙論とのかかわりを、あるいは偏つておられるかと思われるかもしれない以下の拙文を讀んでいただくためにも、はじめに明らかにしておいた方がよい、と考へたので一言した次第である。

二

本書は、「まえがき」、「緒論」、「本論」、「結論」、「補―經緯と方法」、「あとがき」、「英文要旨」、「索引」から成るが、氏自身、「本研究は、漢長安城と阡陌制と縣鄉（亭）里制度の關係と、それらに關連する阡陌制下の農業技術・家族制度・鄰保制度・軍制・軍功褒賞制と身分制および商鞅の一連の政策の基礎となつたと思われる魏の李悝のそれを、解明しようとするものである」（五一頁）と述べておられるように、中心となるのは、やはり、「本論」を構成する次の七篇の論考である。

第一章 漢長安城の建設プラン―阡陌・縣鄉制度との關係を中心として―

第II章 縣鄉亭里制度の原理と由来

第III章 阡陌畝一四〇歩一畝制の成立問題を中心として一

第IV章 阡陌制下の犁農法一代田法の解釋を手掛りとして一

第V章 阡陌制下の家族・什伍・閭里

第VI章 秦商鞅の軍制・軍功褒賞制と身分制

第VII章 盡地力説攷一戰國魏の李悝の經濟政策

右の題名を一瞥しても分るように、取扱われた問題は、極めて多岐にわたっており、中國古代（秦漢時代）の社會經濟に關する主要な事項を網羅していると言っても過言ではないであろう。これらの一つ一つについて、ここで紹介することは、紙數の都合等もあつて差控えるが、氏の高説を要約すれば、「開阡陌（阡陌制の創始）を中心とする秦の商鞅の諸改革は、李悝の法を繼承發展させたもので、秦漢帝國の諸制度（都市・村落制度、土地制度、身分制度等）の基礎となつた」といふことになると思われる。

まず、商鞅が李悝の法を繼承したといふ點であるが、『漢書』食貨志に記載される李悝の盡地力法・平糶法は、はたして彼自身の説であつたのか、たとえそうだつたとしても、戰國の魏國で實施されたのか否か、定かではない。そのうえ、李悝のこれらの法と商鞅の改革との關連を示す史料はなにも見あたらないのである。「開阡陌」を商鞅の最も重要な改革とみなすのであれば、その先驅的な改革として、楚の蔣掩の「井衍沃、量入脩賦」（『左傳』襄公二年）、鄭の子産の「田有封洫、廩井有伍」（『左傳』同三十年）などの改革をこそ取上げるべきではなからうか。

氏のたどられる「李悝—商鞅—秦漢諸制度」の系譜は、食貨志に

李悝の語として「地方百里」とあり、また、『商君書』に「方士百里」（算地篇）、「地方百里」（徠民篇）とあり、さらに、『漢書』百官公卿表に「縣大率方百里……皆秦制也」とあることに據つてゐる。

氏は、『商君書』境内篇の校訂を行い、考察を加えられたのち、「境内篇にみえる軍制・軍功褒賞制は、同算地篇・徠民篇から割りだされた邑制と、完全に符合している」、「これだけのメカニズムは、一人の天才的な頭腦をもつてしなければとうてい考え出せるものではないから、私は、やはりこれら、算地篇・徠民篇にみえる百里四方の土地利用法および境内篇の傳える軍制・軍功褒賞制は、商鞅が創案したものと斷定したい」（三八九頁）と結論づけておられる。

ところで、私はかつて、『商君書』なかならず境内篇などは、商鞅創始の制度を述べたものとしては整いすぎているか、という疑問を引いたことがある。これに對して、『商君書』の信憑性が高いことを主張される氏は、「本来、法なり制度なりは、無矛盾・整合的であるべきで、矛盾している方がおかしく、整いすぎているという理由で、否定することはできない」（三五九頁）と批判される。一般論としてはもっともなことであるが、歴史研究者の發言としては空疏なものを感じる。われわれは、「先秦の文獻は大抵戰國時代から秦漢の間に最後の變形を経た形跡がある」（小川琢治氏「阡陌と井田」、『支那學』第五卷第二號）という先學の指摘を無視してよいものであらうか。『商君書』とて例外ではない。無矛盾・整合的であることがそのまま正確な史料であることの證明にはならないのである。そう言へば、氏は、家族・鄰保制度の「關係史料の主なもの」として、群疑の府とよばれる『周禮』をはじめ、『儀禮』、

『禮記』などを擧げておられるが、右の發言は、けだし、語るに落ちた、といふべきであらう。

三

氏によれば、秦漢の郷里制、長安城の建設計畫、これらは全て商鞅の阡陌制に基くものである。それでは、氏の中國古代史解明のマスター・キイトもいふべき阡陌制を氏自身はどのように理解しておられるのであろうか。「阡陌制とは、渭水などの大河に流入する諸川を利用して灌漑し、タテ五千歩の阡（幹線道路）の左右に、ヨコ二千四百歩の陌（支線道路）を五本ずつ作り、陌の左右に、それぞれ二百四十歩一畝制で五十頃耕地を開き、一阡陌一十頃とし」この耕地を「阡・陌・畛・畔なるタテ・ヨコの道路によって、一千區劃に區分した土地制度である」（一七三頁）。氏は、他の學者の説を「證據がない」と一蹴されるが（たとえば一八二頁）、氏の創見にかかる阡陌と灌漑の結合、五千歩・二千四百歩の阡・陌による區劃などは、それこそ、どこを探しても「證據がない」。

それどころか、原宗子氏の精緻な考究によると、渭水流域においては灌漑農業は必ずしも有効でなく、時としては害をもたらすこと（アルカリ土酸化）さえあったという（同氏「いわゆる代田法」の記載をめぐる諸解釋について）、『史學雜誌』第八十五編第十一號）も「素朴に考えても、高鞅改革以來、秦の灌漑技術が発達していたならば、百年の後、鄭國渠を作るのに韓の閼者などを使役するに及ばなかったのではなからうか。

タテ五千歩、ヨコ二千四百歩の數は、土徳の數五十と木徳の數二十四に合わせた、と説明されるが、二百四十歩一畝制で一頃（百

畝）の廣さの土地千頃をとるためには、じき出した數に土徳・木徳の數なるものを牽強附會した苦しい解釋と言わざるをえない。

氏は、睡虎地秦簡法律答問六四の「封を盜徙せば、贖耐。何如なるを封と爲すや。封とは即ち田の阡・陌・頃・畔の封なり。且し是に非ずしてこれを盜徙せば、贖耐。何ぞ重きや。是れ重からず」という記載を引いて自己の阡陌制解釋が立證されたとされるが、これはただ、阡陌頃畔という名稱の土地の境界があつたというに過ぎず、氏の説かれる灌漑説、阡陌の長さなどなんの關係もない。

ちなみに、太田幸男氏によれば、右の法律答問の傍點の部分は、「封とは即ち田の千陌なり。頃ごとの半（畔）は封なりや、且た是に非ずや。而して之を盜徙して贖耐なれば、何ぞ重きや。是にして重からず」とあつて古賀氏の譯とは異なっている。太田氏曰く、「この文からわかることは、阡陌とは大きな區切りのための大道であり、畔とは質的に異なることである」（同氏「商鞅變法の再檢討・補正」、『歴史學研究』第四八三號、一九八〇・八）。念の爲、原文を掲げる。「盜徙封贖耐可如爲封々即田千佰頃半封段且非是而盜徙之贖耐可重也是不重」（二二頁）。

ともあれ、新出の秦簡を動員しても、氏の阡陌説は、やはり「特異な論理で砂上の樓閣を築いたと批判されたとしても、反論できない」（二二頁）解釋のような氣がする。

四

前節でみたような獨特の解釋による阡陌制を基礎として、秦漢阡陌の郷里制が説明される。すなわち、一郷の大きさが一阡陌（一千頃）、戸數は千五百戸、そのうちの五百戸が役人・軍人・その私屬

人・商工業者などで城内の里に住み、他の千戸が農民で城外に住む。二郷の大きさ（二阡陌、三千戸）をもつのは大郷であり、ここに縣治を置き、約百里四方内にある諸郷を管理させた。

これだけの説明の中にも幾多の問題をはらんでいるが、ここではただ一つ、農民がすべて城外に住んでいた、という點に疑問（といふよりもむしろ異議）を提出しておく。たとえば高祖劉邦である。

彼は壯時農耕を家業としたことはまず間違いないことであろう。豊邑の中陽里の人と記録されているが、豊邑はのちに劉邦の部下雍齒がここに據って彼に叛いた邑で、どう考えても城壁で圍まれた都市のようである。中陽里はこの豊邑の内部に在った里ではなからうか。少くとも、すべての農民が城外陌上の里に住んでいた、と氏のように簡単に言い切ってしまう、と思う。

五

長安城に関する傳聞には、相互に矛盾するものがある。孫星衍の校訂した『漢舊儀』には、「長安城方六十里、經緯各十五里、十二城門、積九百七十三頃、百二十亭」とあり、『三輔黃圖』所引の『漢舊儀』には、「長安城中、經緯各長三十二里十八步、地九百七十三頃、八街、九陌、三宮、九府、三廟、十二門、九市、十六橋」とあり、若干の出入がみられるが、地積九百七十三頃、十二城門が一致しているところから判断して、どちらも城壁で圍まれた長安城のことを述べた記載と解するのが自然であろう。

ところが、古賀氏は、後者の文中に「九陌」とあるから、この文は城外のことを述べたもので、氏のいわゆる四阡陌からなる長安縣のことを説明したものとされ、この長安縣の北半分の眞中の一阡陌

（東西の半阡陌ずつをまとめたもの）を城壁で圍ったものが長安城で、前者の文はこれを説明したものと解される。阡陌が城外の道であることを強調した私も後者の文の「九陌」については例外的とみなざるをえず、「長安城は惠帝五年に完成されたものであるが、このとき、もとの城外の地域を新城内に包攝したので、それらの地域にあった九條の陌が新城内に含まれる結果となったのであろう」と述べた。この文を氏は、「九陌は、惠帝が城壁をつくった時に新たに加えられた新市街の道路であろう」と書き改めて紹介され、「しかし、街が城内の大道であるのに對し、陌は城外の大道である」（八十頁）以下、私の擧げた阡陌城外説の論據をひっさげて、他ならぬ私に阡陌城外説を教示されるのであるから、あいた口が塞がらない。拙論に接することなく本書のみを讀む人の眼には、阡陌が城内にあったと考える私が、阡陌城外説を採られる氏の批判を浴びているように映るカラクリなのである。

長安城に関する二種の『漢舊儀』の記載についての氏の解釋は納得しがたいものであるが、それ以上に、私に對する氏のおよそ學者らしからぬ態度は、不可解である。

ついでに言えば、「緒論」の「I 主題について」の中で、わざわざ「2 阡陌について」という項を設定し、宋の朱熹をはじめ、木村正雄、小川琢治、平中岑次、守屋美都雄、西嶋定生、加藤繁、宮崎市定、好並隆司、太田幸男氏などの阡陌説を丁寧で紹介批判しておられるが、戦後、阡陌を専論した唯一の論文と思われる拙論に關しては、遂に一語も觸れず、口をたぎしておられる。私の名を出せば具合の悪いことでもあるのであろうか。

六

代田法や家族制度についても、上述のような阡陌説から導き出された新見解が提起されている。『漢書』食貨志の趙過の代田法の記述に「率十二夫爲田、一井一屋、故晦五頃」とあり、通説では、十二夫＝十二頃（古頃）とされているが、氏は、これを否定し、「（十二夫を）十二人ととり、おおよそ十二人で五頃を耕す、といったものと解したい」（二三四頁）とされ、また、「代田法の畝制は廣さ二・四歩×長さ百歩」（廣さ一歩×長さ二四〇歩ではなく）という新説を出されている。

しかし、右の文の少し前に「一晦三畝、一夫三百畝而播種於畝中、苗生」とあり、この一夫が一頃を意味すること、同時に三畝の通る畝の廣さ（幅）は一歩（六尺）であることが明示されている。氏は、播種處の剛を灌溉水の流路とみなしておられるが、それでは種子が流れてしまう（原氏前掲論文）。

秦漢時代の里共同體がおよそ百家（各家は五口程度の核家族で構成される）から成るといふことは、既に學者の説くところであるが、（もともと反對説もあるが）、氏はこれに贅意を表しながら、更にこの百家の中の各五家ずつは互いに血縁關係をもつ「三族グループ」（父子兄弟）であり、一大門を有する同一宅地内に戸（家屋）を別にして居住していた、と解される。この説は、今後検討を要するが、氏の引かれる『國語』齊語の「居は樂を同じくし、行は和を同じくし、死は哀を同じくす」（二八二頁）るは、血のつながらない他人同士が緊密に生活してはじめて醸し出す境地を敍したもので、氏の言われるような血縁關係にあることを示すものではないよ

うに受けとられる。

七

「商鞅の兵法は割り算である。だから割り算の答を商というのである」という「落語のオチのような結論」（五三二頁）に達する「大著」を通讀することは、吏務に執掌する私にとって決して樂な作業でなかった。その過程でオアシスのような役を果してくれたのは、本書の隨所に引かれている睡虎地秦簡の原文とよくこなれた日本語となっているその翻譯である（もともと、たとえば、「投書」（三〇一頁）を現代日本語のような意味に解して正しいのか、というような素人の疑問も若干残るが）。氏の組織された秦簡研究會には、すぐれたメンバーが揃っていることが察せられる。

本書の長所は、中國古代史の諸問題に多角的に考察を加え、積極的に新説を提起されていること、それとともに、文獻史料に據るだけでなく、新出の秦簡を存分に驅使して、自説の補強に努めておられることであろう。

感心しない點は、餘りにも自説に執着して他説に耳を藉さない傾向があること、先に出た學説に對する態度が穩當でないことであろう。

このように書いてくると、よくも悪口雜言、言いたい放題吐き散らして、さぞサバサバしていることだろうと憶測するムキがあるかもしれないが、それは大きな見當違いである。この一文ほど書きにくく、しかも辛い思いで綴った文章はかつてない。途中で何べん断ろうと思ったかも知れない。もう二度とこのような文をものしたく

ない、というのが僞らぬ感懐である。實は、これでもまだ筆を抑制したつもりであるが、はじめに書いたように自己の主観に偏し、著者の眞意を誤り傳えたようなことがあれば、末尾ながら著者ならびに讀者の御寛容をお願いしたい。

一九八〇年二月 東京 雄山閣

B 5 判 六四一頁 文部省助成金出版

Denis Twitchett (ed.),

The Cambridge History of China, Volume 3:

Sui and T'ang China, 589—906, Part I.

ジョン・リ

『ケンブリッジ中國史』全十五卷の企畫は、歐米、嚴密に言えば英語圏諸國の中國史學界が今まで着手した、もっとも意欲的な、またもっとも意義の深い事業とも言えよう。編集者たちも言っているが、周知の如く英語圏では、ケンブリッジ大學から出される斯界の權威により著わされた歴史學のシリーズものが、一世紀に近い傳統を持ちながら、いわばスタンダード・ワークとして君臨している。更はその範圍もヨーロッパ史の各時代、各領域を越え、インド、イスラム教圏、そしてアフリカまでに及ぶようになっている。

今そこに中國が加えられたことは、世界史上において中國の持つ重要性を考えると、まことに遅きに失した感がある。が、一方、歐米

史學界の日の浅い傳統や少ない人口に氣が附くと、名聲にふさわしい重厚な、力量のある著作が本當に期待できるのか、一抹の疑いが起るのも隠せない事實である。シリーズの發案より實現にいたるまでかかった意外に長い時間は、こうした恐れの実證とも思える。第一回配本が出版されるまでに十年以上かかった。完結までは、この上どのくらいの時間が必要なのか、誰にもわからない。

さて、一昨年第十卷の清末編上册が出版されたのに續いて、今度は第三卷の隋唐編上册が第二回配本として上梓されることになった。清末編が最初になったのは、貧弱な歐米中國史學界でもこの時代が比較的研究者を持ち、目ざましい業績さえあることを思えば、むしろ當然とも言えよう。しかし、その次が隋唐編だと言うことは、相當數の人々に意外に見えるかも知れない。書ける人がいったい幾人いるのか、書いたとしてもどのぐらいの水準を期待すればいいのか、少しでも實情を知る者なら誰でもこういう疑問を投じたいのが歐米隋唐史學の現状だからである。

歐米人による隋唐研究の歴史は決して短くはない。榮華を誇った隋唐世界帝國は、その末裔たる中國人や、自國の文明をそれに學んだ日本人だけでなく、「絹の國」、「陶磁の國」の幻影を追って來た歐米人にも同じく魅力ある對象であった。そして早くは明清の頃、漢土を踏んだ宣教師たちの手によって、數盞の上だけでは恥しくないほどの著作が残されて來たわけである。が、それらの多くは、依然として文明史、文藝史、東西交渉史の範疇を越えなかつた。また、彼らの幻想のなかで存在するだけの隋唐像を描いたのにすぎなかつた。

歐米、特に英語圏で、こうした舊殻から脱皮し、隋唐史への新し